

松崎町告示第64号

松崎町空き家改修等補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年6月8日

松崎町長 長嶋 精一

松崎町空き家改修等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松崎町空き家情報登録制度実施要綱（平成25年松崎町告示第53号）に定める空き家の有効活用を通して、町内への移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、松崎町空き家情報バンク登録物件（以下「登録物件」という。）の所有者、入居者又は入居予定者が行う当該物件における改修工事や残存する家財等の処分を対象として、町が予算の範囲内において補助金を交付することに関し、松崎町負担金補助及び交付金に関する規則（昭和33年松崎町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人又は法人が所有し、現に利用していない（近く利用しなくなる予定のものを含む。）町内に存在する建物又は共同住宅の空き室をいう。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 入居者 売買契約の締結により新たに登録物件の所有者となることが決定している者又は所有者と賃貸借契約の締結により登録物件を賃借することが決定している者をいう。
- (4) 入居予定者 売買契約又は賃貸借契約は未締結であるが、売買又は賃借に係る所有者の同意が書面により得られている者で、改修工事又は家財

処分が完了するまでに売買契約又は賃貸借契約の締結を行うものをいう。

(5) 改修工事 登録物件の安全性、居住性、機能性等の維持又は向上のために行う修繕、模様替え、増築等に係る工事をいう。

(6) 家財処分 登録物件において使用されず残置された状態の電化製品、家具、食器、その他の家財道具を処分することをいう。

(7) 町内施工業者 松崎町住宅改修事業補助金交付要綱（平成23年松崎町要綱第9号）第2条に規定する松崎町住宅改修事業工事施工業者の資格を有する者をいう。

（交付対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、所有者、入居者又は入居予定者で次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 町税等の未納がない者

(2) 入居者又は入居予定者においては、登録物件所有者の3親等以内の親族でない者

(3) 登録物件所有者においては、補助事業完了の日から継続して3年以上松崎町空き家バンクに登録する者。ただし、当該物件の売買、賃借等が成立した場合には、契約期間を2年間以上とする者。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象経費は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

(1) 改修工事

ア 居住部分に係る改修工事のうち、他の制度による補助金等の対象経費として含まれていないもの

イ 町内施工業者の請負による工事の経費であること

(2) 家財処分

居住部分に係る家財処分のうち、町内事業者が請負い実施するものの経費であること。ただし、特別な事情がある場合は、町と協議を行うものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 改修工事費用の2分の1に相当する額又は50万円のうちいずれか少ない額

(2) 家財処分費用の5分の4に相当する額又は10万円のうちいずれか少ない額

2 補助金は、同一の空き家に対して、改修に係るもの及び家財処分に係るも

の、それぞれ1回限り交付するものとする。

(交付の申請期間)

第6条 補助金の交付申請期間は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 登録物件所有者

松崎町空き家バンクに登録された日から2年を経過するまでの期間

(2) 登録物件入居者又は入居予定者

売買契約若しくは賃貸借契約を締結した日又は売買若しくは賃貸借の同意が書面により得られた日から2年を経過するまでの期間

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、松崎町空き家改修等補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 改修工事

ア 工事に係る費用の明細書及び見積書の写し

イ 工事を行う住宅の外観及び施工予定箇所の写真

ウ 売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し又は売買若しくは賃貸借の同意が得られたことを証する書類(登録物件入居者又は入居予定者に限る。)

エ 工事に係る所有者の同意が得られたことを証する書類(登録物件入居者又は入居予定者に限る。)

オ その他町長が必要と認める書類

(2) 家財処分

ア 撤去及び処分に係る費用の明細書及び見積書の写し

イ 撤去及び処分を要する居住部分の室内の写真

ウ 売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し又は売買若しくは賃貸借の同意が得られたことを証する書類(登録物件入居者又は入居予定者に限る。)

エ 撤去及び処分に係る所有者の同意が得られたことを証する書類(登録物件入居者又は入居予定者に限る。)

オ その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、補助金の交付申請があったときは、速やかに当該申請書に係る書類の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、松崎町空き家改修等補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業について、事業内容を変更し、中止し、又は廃止する事由が生じたときは、松崎町空き家改修等補助金変更等承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、変更等の承認を決定したときは、松崎町空き家改修等補助金変更等承認通知書（様式第4号）により当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、改修工事及び家財処分（以下「工事等」という。）等が完了したときは、速やかに松崎町空き家改修等補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事等に係る費用の領収書の写し
- (2) 工事等を行った箇所の施工前及び施工後の写真
- (3) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し（申請時において売買又は賃貸借の同意が得られたことを証する書類を提出した者に限る。）
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付確定)

第11条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、松崎町空き家改修等補助金交付確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により通知を受けた交付決定者は、松崎町空き家改修等補助金交付請求書（様式第7号）を速やかに提出しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 町長は、偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けた者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

松崎町空き家改修等補助金交付申請書

年 月 日

松崎町長 様

申請者 住所  
氏名 印  
電話番号

年度において、補助金の交付を受けたいので、松崎町空き家改修等補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

また、本申請にあたり申請者の町税等の納付状況に関する事項について、松崎町が調査することに同意します。

記

- 1 補助金の名称  
松崎町空き家改修等補助金（改修工事・家財処分）
- 2 空き家情報バンク物件登録番号 第 号
- 3 添付書類
  - (1) 改修工事
    - ア 工事に係る費用の明細書及び見積書の写し
    - イ 工事を行う住宅の外観及び施工予定箇所の写真
    - ウ 売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し又は売買若しくは賃貸借の同意が得られたことを証する書類（登録物件入居者又は入居予定者に限る。）
    - エ 工事に係る所有者の同意が得られたことを証する書類（登録物件入居者又は入居予定者に限る。）
    - オ その他町長が必要と認める書類
  - (2) 家財処分
    - ア 撤去及び処分に係る費用の明細書及び見積書の写し
    - イ 撤去及び処分を要する居住部分の室内の写真
    - ウ 売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し又は売買若しくは賃貸借の同

意が得られたことを証する書類（登録物件入居者又は入居予定者に限る。）

エ 撤去及び処分に係る所有者の同意が得られたことを証する書類（登録物件入居者又は入居予定者に限る。）

オ その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

松崎町空き家改修等補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

松崎町長 印

年 月 日付けで交付申請のあった松崎町空き家改修等補助金について、下記のとおり決定しましたので、松崎町空き家改修等補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 交付決定額

円

様式第3号（第9条関係）

松崎町空き家改修等補助金変更等承認申請書

年 月 日

松崎町長 様

申請者 住所  
氏名 印  
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった工事等について、下記のとおり内容を変更（中止・廃止）したいので、松崎町空き家改修等補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更内容

	変更前	変更後
交付申請額	円	円
補助対象経費（税込）	円	円
施工業者		
着工予定年月日	年 月 日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日	年 月 日

3 添付書類

（補助金交付申請書に添付した書類で変更のあるもの。）

様式第4号（第9条関係）

松崎町空き家改修等補助金変更等承認通知書

第 年 月 日 号

様

松崎町長 印

年 月 日付けで変更（中止・廃止）承認申請のあった松崎町  
空き家改修等補助金について、下記のとおり承認しましたので、松崎町空き家  
改修等補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 変更内容

	変更前	変更後
交付申請額	円	円
補助対象経費（税込）	円	円
施工業者		
着工予定年月日	年 月 日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日	年 月 日

様式第5号（第10条関係）

松崎町空き家改修等補助金実績報告書

年 月 日

松崎町長 様

申請者 住所  
氏名 印  
電話番号

年 月 日付け 第 号に係る工事等が完了したので、松崎町空き家改修等補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて報告します。

補助金の名称	松崎町空き家改修等補助金
補助金額	円
工事等の 施工箇所	
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日
経過及び内容	
添付書類	(1) 工事等に係る費用の領収書の写し (2) 工事等を行った箇所の施工前及び施工後の写真 (3) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し（申請時において 売買又は賃貸借の同意が得られたことを証する書類を 提出した者に限る。） (4) その他町長が必要と認める書類

様式第6号(第11条関係)

松崎町空き家改修等補助金交付確定通知書

第 号  
年 月 日

様

松崎町長 印

年 月 日付けで実績報告のあった松崎町空き家改修等補助金について、下記のとおり確定しましたので、松崎町空き家改修等補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 交付確定額 円

備考

- (1) 松崎町空き家改修等補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) この要綱の規定に違反した場合又は補助金の使途が適正でない場合は、この決定の取り消しにより、町長の求めに応じ交付した補助金の全部又は一部を返還すること。
- (3) この事業について、町長が必要な調査を行うときは調査に協力すること。

様式第7号(第12条関係)

松崎町空き家改修等補助金交付請求書

年 月 日

松崎町長 様

申請者 住所  
氏名 印  
電話番号

年 月 日付け 第 号で確定した松崎町空き家改修等補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込口座

金融機関名	銀行・金庫・農協・組合
	支店・支所
口座種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	